

下記の書類は、宛先人の所在が不明なため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達をします。

なお、この書類は日野町役場税務課において保管し、申し出があればいつでも交付します。

令和 8年 10月29日

日野町長 堀 江 和 博



記

文 書 の 名 称	氏 名
地方税法第371条に基づく通知 令和8年度固定資産税第2期分	亡 梶森 經市 相続財産
	宮川 謙造
	竹田 郁夫
	清水 貞剛（共有者 和江）
	中村 與惣吉
	高橋 良江（瀬川 松次郎 分）
	安田 正
	田中 吉弘
	横田 定次
	有限会社 エム・イー・シー
	西川 九一
	奥井 栄一
	奥井 澄子
	尾崎 きよ
	岡 昭
	木村 艶子
	西川 勝治
	竹内 成美
	谷口 代志枝
	鶴田 雅之
注 意	地方税法第20条の2第3項の規定により、告示のあった日から起算して7日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。

以上